

# 第20回総会 議事録

開催日時 令和4年2月25日(金曜日) 午後2時30分

開催場所 小松島市保健センター 2階多目的室

(農業委員の出席)

3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹	5番 金西 章	6番 栗本 謙二
7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二
11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄
15番 舩越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之	18番 高井 トミエ
19番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

1番 一柳 泰徳 2番 竹内 信行

(出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵

## 議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画の変更申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第6号 非農地証明願について

## 議案外

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

総会開会時間 午後2時30分

## 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第20回総会を開催いたします。  
議事に入る前に議事録署名者に、3番 錦野委員、12番 増井委員をご指名いたします。  
よろしく願いいたします。  
なお、1番 一柳委員、2番 竹内委員より、欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

## 議長（青木会長）

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」  
事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の 2 ページをお開きください。

### 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、 5 件、 10 筆です。

## 議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号1番は、あっせんによる所有権移転の申請です。  
申請地は、田1筆、面積1,292㎡です。  
本件については、あっせん案件です。期間の定めのない賃借権にて別の人が耕作していましたが、令和3年8月に合意解約が提出され、翌月あっせんの申請が出されました。昨年10月の総会時において地元の推進委員さんがあっせん委員に選出され、多数の方に声をかけていただいた結果、購入希望者が見つかり、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

## 議長

担当の 船越 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 15番 船越 委員

坂野町の船越です。

譲受人と譲渡人とのお話ができましたので、それに通作距離も、家の近くですし、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

### 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

### 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

次に、整理番号2番、整理番号3番については、関連する案件でございますので、一括審議といたします。

事務局は、審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、3番は、労力不足による所有権移転の申請です。

申請地は、整理番号2番が田1筆、面積962㎡、整理番号3番が田1筆、面積625㎡です。

本申請地はもともと利用権を設定し譲受人が耕作していました。譲渡人は農地をこのまま持ち続けても労力不足で維持ができないと考えており、耕作してくれている譲受人に購入を打診したところ、購入してくれるとの了承を得たので、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。なお、このたびの農地法第3条の申請に当たり、利用権は既に解約済みです。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

### 議長

担当の 栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 6番 栗本 委員

田浦の栗本です。この購入者、特別栽培米を主に作ったりして、かなり熱心にやっておりますので、何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

## 議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号2番、整理番号3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号2番、整理番号3番については、原案どおり可決と認めます。  
続いて事務局は、整理番号4番についての審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号4番は、労力不足による所有権移転の申請です。  
申請地は、田1筆、面積88㎡です。  
本申請地はもともと利用権を設定し譲受人が耕作していました。譲渡人は農地をこのまま持ち続けても労力不足で維持ができないと考えており、耕作してくれている譲受人に購入を打診したところ、購入してくれるとの了承を得たので、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。なお、このたびの農地法第3条の申請に当たり、利用権は既に解約済みです。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

## 議長

担当の 栗本 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 6番 栗本 委員

田浦町の栗本です。

先ほどの整理番号2番、3番と続きの田んぼですので、よろしくをお願いいたします。

## 議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号4番については、原案どおり可決と認めます。

次に、整理番号5番から整理番号9番については、関連する案件でございますので、一括審議といたします。

事務局は、審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番、6番、7番、8番、9番は、農業廃止による所有権移転の申請です。

申請地は、整理番号5番が田1筆、面積119㎡、整理番号6番が田1筆、面積92㎡、整理番号7番が田1筆、面積247㎡、整理番号8番が田1筆、面積646㎡、整理番号9番が田1筆、面積1,388㎡です。

譲渡人は、県外在住で小松島市内に農地はあるものの耕作はしておらず、譲受人が管理していました。このたび、譲渡人がもう徳島に戻ってくることもなく、年齢的にも農業を続けることができないと判断し、長年のお付き合いのある譲受人に農地を託すべく、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

## 議長

担当の 豊田 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 8番 豊田 委員

田野町の豊田です。何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号5番、整理番号6番、整理番号7番、整理番号8番、整理番号9番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号5番、整理番号6番、整理番号7番、整理番号8番、整理番号9番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号10番についての審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号10番は、労力不足による所有権移転の申請です。  
申請地は、田1筆、面積201㎡です。

譲渡人は、高齢で農業ができなくなっており、所有している農地は売れるところから売却していくように動いていました。そんな折、申請地と田んぼが隣接しており、給水口も同じである譲受人に購入を打診したところ、了承を得たため、このたびの農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

## 議長

担当の 栗本 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 6番 栗本 委員

田浦の栗本です。

この土地そのものはちょうど道路に面した三角形で、その隣奥が譲受人の土地であって、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号10番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号10番については、原案どおり可決と認めます。  
以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」  
事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の 3 ページをお開きください。

### 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、 1 件、 1 筆です。

## 議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

整理番号1番についてご説明いたします。  
転用目的は、太陽光発電設置でございます。

申請人は、整理番号1番の農地を所有しておりますが、高齢により耕作ができなくなったため、太陽光発電を設置したいと考え、このたび農地法第4条の申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に農振除外済みです。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇〇〇支所の残高証明証が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、申請地を管理する土地改良区がないとの上申書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地については土地造成はせず直接防草シートを張り、フェンスを作ります。また、付近の土地や作物に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じて施行するとのことであります。

以上のことから、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。  
以上です。

## 議長

担当の 栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 6番 栗本 委員

田浦の栗本です。  
この件に関して、隣接地の方からも、やむなしということをいただいておりますので、問題ないと思いますのでご審議のほどをよろしくお願いいたします。

## 議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決相当と認めます。  
以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の4ページをお開きください。

### 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、2件、5筆です。

## 議長

整理番号1番から4番については、同一の転用目的となりますので、申請内容を一括して説明、審議したいと思いますが、異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

異議がないようですので、事務局は整理番号1番から4番の申請内容について、説明してください。

## 事務局（局長）

整理番号1番から4番について説明いたします。  
転用目的は、資材置場でございます。

譲受人は、申請地の隣地に居住をする予定であり、現在自営している水道工事業の資材置場がなく、探していたところ、譲渡人から土地の売却の話がありました。譲渡人においても、申請地は面積も小さく耕作には適さないことから、長年にわたり農地としては利用していませんが、事業所所在地近辺に他に資材置場として利用できる土地もないことから、今回申請地を資材置場として利用することを予定し、このたび譲渡人と譲受人との間で話がまとまったため、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に農振除外済みです。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

当案件は転用者が現況の状態を整地転圧を行うため、資金等の証明書は添付されておられません。

申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、整理番号1番から整理番号4番について、申請地を管理する土地改良区がないとの上申書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周りに農地はなく現状のまま使用する予定であり、周りには既存石積、擁壁があり、土砂や汚水の流出を防ぐため、この転用により隣地等、第三者に被害を及ぼすおそれはありません。

雨水については、従来のまま地盤浸透にて行います。



なお万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決するとのことでした。

以上のことから、整理番号1番から整理番号4番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

## 議長

担当の 豊田 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 8番 豊田 委員

田野町の豊田です。確認しにいきましたが、何も問題ないと思えました。  
よろしく申し上げます。

## 議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号1番から4番の審議に入ります。  
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号1番、2番、3番、4番については、原案どおり可決相当と認めま  
す。  
引き続き、事務局は整理番号5番の審議内容を説明してください。

[服部委員 退室]

## 事務局（局長）

整理番号5番について説明いたします。  
転用目的は、農業用施設でございます。

賃借人は、現在、農業に従事しておりますが、昨今の新型コロナウイルスの蔓延により、外食店舗での米  
の需要が減り、米価の低迷が顕著となってきております。

この状況下で、米作を行う場合、少ない面積では採算が取れない状況で、今後は大小を問わず、米作農家  
及び農業法人が、存続・維持を図るためには、作業工程の集約化は必要であると考え、一日も早く農業用  
施設（ライスセンター）を建造し、200ヘクタール超の農地で耕作された米を、大型の籾乾燥調整施設  
等を用い、袋詰めまで一貫した、効率的な米の生産を行い、いち早く消費者においしいお米を提供する必  
要があります。

この機を逃すと、農業を取り巻く情勢は悪化の一途を辿ると考え、早期転用ではありますが、申請地が地  
理的に農業用施設を設置するについて最適であり、他の農地に対しての日照の影響が少なく、また申請地  
及び周辺農地の所有権が譲受人、法人の代表取締役の所有であり、使用権の確保が比較的容易であり、ま

た、小松島に存在する米作農家や農業法人のためにもとの思いから、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、農用地区域内の農地ではありますが、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において指定された用途である農業用施設用地に供するための転用であるため、不許可の例外に該当します。また、市農林水産課より農業振興地域整備計画への支障はないとの回答もごさいます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇支店、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇支所、〇〇銀行〇〇支店、〇〇郵便局の残高証明証及び金銭消費貸借予約契約書が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

なお、〇〇土地改良区、〇〇土地改良区からの意見書、立江櫛淵土地改良区の取水・排水同意書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、コンクリート擁壁をし、集水柵を設置。また、山土で盛り土をし、砕石を敷き詰め、アスファルト舗装をするため、被害は生じないものと思われまます。

なお、付近の農地等への被害はないと思われまますが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決するとの上申書が提出されております。

以上のことから、整理番号5番については、許可やむを得ないと考えまます。

以上です。

## 議長

担当の 増井 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 12番 増井 委員

何ら問題はないと思いまますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

## 議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号5番の審議に入ります。  
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号5番については、原案どおり可決相当と認めまます。  
以上で議案第3号を可決いたします。

[服部委員 入室]

## 議長

引き続き、議案第4号「農地法第5条許可後の事業計画の変更申請について」事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の5ページをお開きください。

### 議案第4号「農地法第5条許可後の事業計画の変更申請について」

申請件数は、1件、1筆です。

## 議長

事務局は整理番号1番について、説明してください。

## 事務局（局長）

整理番号1番について説明いたします。

整理番号1番は、令和3年5月の第11回総会で審議され、令和3年6月17日に徳島県指令農林第3050号で県許可がされた工事中仮設事務所としての一時転用の案件です。

工事完了後に農地として復元を行う計画ですが、このたび四国横断自動車道新居見トンネル抗口改良工事の工期延長にともない、仮設事務所を設置する期間の延長が必要となったため、5ページの議案書にございますように、期間を許可日から令和4年4月30日としておりましたが、このたび令和4年7月31日までと変更したいということで、事業計画の変更承認申請書が提出されました。

申請内容が工事期間の延長という変更であることから、このたびの総会で議案として審議していただき、皆様方の同意が得られましたら、変更申請を徳島県の方に送付いたしたいと思っておりますので、どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

## 議長

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 6番 栗本 委員

田浦の栗本です。今高速道路のトンネル工事がかなり遅れておまして、工期が延長されるということで、その仮設事務所の用地でございますので、問題ないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決相当と認めます。

以上で議案第4号を可決いたします。

引き続き、議案第5号 「農用地利用集積計画案審議について」

事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の 6 ページをご覧ください。

### 議案第5号 「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、 30 件、 45 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

7ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

なお、所有権移転（総括表）につきましては、10ページに記載されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

以上です。

## 議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第5号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第5号については、可決と認めます。

引き続き、議案第6号 「非農地証明願について」

事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

それでは、議案書の 11 ページをお開きください。

### 議案第6号「非農地証明願について」

申請総数は、1 件、3 筆です。

## 議長

事務局は、整理番号1番から整理番号3番について、申請内容を説明してください。

## 事務局（局長）

それでは、整理番号1番から3番について説明させていただきます。

平成3年3月13日付けの国土地理院の地図、及び現地確認の結果、隣接地と一体利用し、住宅用地及び進入路として使用されていることを確認いたしております。

整理番号1番から整理番号3番の案件については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

## 議長

担当の江崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 11番 江崎委員

立江の江崎です。確認しました。

何も問題はございませんので、ご審議よろしくお願ひします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番から整理番号3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番から整理番号3番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第6号を可決いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

議案外について事務局より報告をお願いします。

## 事務局（次長）

議案書の 12 ページをお開きください。

### 報告第1号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

申請件数 1 件、 1 筆です。

それぞれ賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

## 事務局（次長）

議案書の 13 ページをお開きください。

### 報告第2号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

届出件数 7 件、 11 筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、14ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

## 議長

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第20回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いたします。

総会終了 午後 3 時 0 分

議事録署名委員

3番 錦野 伸策

12番 増井 道宏